

一 経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律（昭和三十三年法律第六十九号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、<u>経済基盤強化資金の設置、農林漁業金融公庫及び別に法律で定めるところにより設立される日本貿易振興会の特別の基金に充てるための政府の出資並びにこれらの資金及び基金の適正な管理、運用等に関し必要な事項を定め、もつてわが国の経済の基盤の強化と健全な発展に資することを目的とする。</u></p> <p>（政府の出資）</p> <p>第十条 政府は、昭和三十三年度において、一般会計から、次条第一項各号に掲げる基金に充てるものとして、次の各号に掲げる法人（以下「公庫等」という。）に対し、それぞれ当該各号に掲げる金額を出資するものとする。</p> <p>（第一号から第四号まで 略）</p> <p>（基金）</p>	<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、<u>経済基盤強化資金の設置、農林漁業金融公庫並びに別に法律で定めるところにより設立される日本貿易振興会及び日本労働研究機構の特別の基金に充てるための政府の出資並びにこれらの資金及び基金の適正な管理、運用等に関し必要な事項を定め、もつてわが国の経済の基盤の強化と健全な発展に資することを目的とする。</u></p> <p>（政府の出資）</p> <p>第十条 政府は、昭和三十三年度において、一般会計から、次条第一項各号に掲げる基金に充てるものとして、次の各号に掲げる法人（以下「公庫等」という。）に対し、それぞれ当該各号に掲げる金額を出資するものとする。</p> <p>（第一号から第四号まで 略）</p> <p>五 日本労働研究機構 十五億円</p> <p>（基金）</p>

<p>第十一条 公庫等は、前条の規定により出資を受けたときは、その出資を受けた金額を、それぞれ次の各号に掲げる基金に充てなければならぬ。</p> <p>(第一号から第四号まで 略)</p> <p>(第二項 略)</p> <p>(基金に属する現金の管理等)</p> <p>第十二条 公庫等は、前条第一項の基金に属する現金については、それぞれ次の各号に掲げる金額(公庫等が主務大臣の承認を受けて年度内における資金繰りのために当該現金を繰替使用する場合には、その繰替使用中の金額を控除した金額)を下らない金額を、財政融資資金に預託して管理しなければならない。</p> <p>(第一号から第三号まで 略)</p> <p>四 日本貿易振興会にあつては、第十条第四号の規定による出資の額に相当する金額</p> <p>(第二項 略)</p>	<p>第十一条 公庫等は、前条の規定により出資を受けたときは、その出資を受けた金額を、それぞれ次の各号に掲げる基金に充てなければならぬ。</p> <p>(第一号から第四号まで 略)</p> <p>五 日本労働研究機構にあつては、同機構の事業の運営のために必要な経費の財源をその運用によつて得るための基金</p> <p>(第二項 略)</p> <p>(基金に属する現金の管理等)</p> <p>第十二条 公庫等は、前条第一項の基金に属する現金については、それぞれ次の各号に掲げる金額(公庫等が主務大臣の承認を受けて年度内における資金繰りのために当該現金を繰替使用する場合には、その繰替使用中の金額を控除した金額)を下らない金額を、財政融資資金に預託して管理しなければならない。</p> <p>(第一号から第三号まで 略)</p> <p>四 日本貿易振興会又は日本労働研究機構にあつては、第十条第四号又は第五号の規定による出資の額に相当する金額</p> <p>(第二項 略)</p>
---	---

改正案	現行
<p>（労災勘定の歳入及び歳出）</p> <p>第四条 労災勘定においては、次に掲げる収入及び附属雑収入をもつて、その歳入とする。</p> <p>一 第七条第一項の規定による徴収勘定からの受入金</p> <p>二 労働者災害補償保険法第三十二条の規定に基づく一般会計からの受入金</p> <p>三 積立金からの受入金</p> <p>四 積立金から生ずる収入金</p> <p>五 借入金</p> <p>六 独立行政法人産業安全研究所法（平成十一年法律第百八十一号）第十二条第三項、独立行政法人産業医学総合研究所法（平成十一年法律第百八十二号）第十二条第三項及び独立行政法人労働政策研究・研修機構法（平成十四年法律第 号）第十四条第三項の規定による納付金</p> <p>2 この勘定においては、次に掲げる費用及び附属諸費をもつて、その歳出とする。</p> <p>一 労災保険事業の保険給付費及び労働福祉事業費</p> <p>二 独立行政法人産業安全研究所、独立行政法人産業医学総合研究</p>	<p>（労災勘定の歳入及び歳出）</p> <p>第四条 労災勘定においては、第七条第一項の規定による徴収勘定からの受入金、労働者災害補償保険法第三十二条の規定に基づく一般会計からの受入金、積立金からの受入金、積立金から生ずる収入、借入金、独立行政法人産業安全研究所法（平成十一年法律第百八十一号）第十二条第三項及び独立行政法人産業医学総合研究所法（平成十一年法律第百八十二号）第十二条第三項の規定による納付金並びに附属雑収入をもつてその歳入とし、労災保険事業の保険給付費及び労働福祉事業費、独立行政法人産業安全研究所及び独立行政法人産業医学総合研究所への出資金、交付金及び施設の整備のための補助金、労働福祉事業団への出資金及び交付金、雇用・能力開発機構への交付金、第八条の規定による徴収勘定への繰入金、借入金の償還金及び利子、一時借入金の利子、労災保険事業の業務取扱費（第六条の規定により徴収勘定の歳出とされる業務取扱費を除く。）その他の諸費をもつてその歳出とする。</p>

所及び独立行政法人労働政策研究・研修機構への出資金、交付金
及び施設の整備のための補助金

三 労働福祉事業団への出資金及び交付金

四 雇用・能力開発機構への交付金

五 第八条の規定による徴収勘定への繰入金

六 借入金の償還金及び利子

七 一時借入金の利子

八 労災保険事業の業務取扱費（第六条の規定により徴収勘定の歳
出とされる業務取扱費を除く。）

（雇用勘定の歳入及び歳出）

第五条 雇用勘定においては、次に掲げる収入及び附属雑収入をもつ
て、その歳入とする。

（第一号から第七号まで 略）

八 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法（平成十四年法律第
号）第十四条第三項及び独立行政法人労働政策研究・研修
機構法第十四条第三項の規定による納付金

2 この勘定においては、次に掲げる費用及び附属諸費をもつて、そ
の歳出とする。

（第一号 略）

二 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構及び独立行政法人労働
政策研究・研修機構への出資金、交付金及び施設の整備のための
補助金

（雇用勘定の歳入及び歳出）

第五条 雇用勘定においては、次に掲げる収入及び附属雑収入をもつ
て、その歳入とする。

（第一号から第七号まで 略）

八 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法（平成十四年法律第
号）第十四条第三項の規定による納付金

2 この勘定においては、次に掲げる費用及び附属諸費をもつて、そ
の歳出とする。

（第一号 略）

二 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構への出資金、交付金及
び施設の整備のための補助金

(第三号から第八号まで 略)

(第三号から第八号まで 略)

三 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

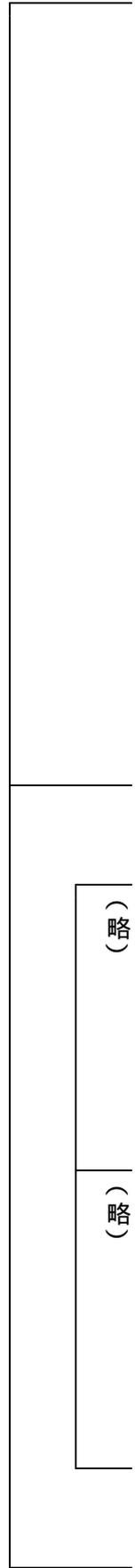
現 行

別表第一（第一条関係）

別表第一（第一条関係）

名 称	（略）	日本貿易振興会	（略）
根 拠 法	（略）	日本貿易振興会法（昭和三十三年法律第九十五号）	（略）
V			
（略）	年金資金運用基金	（略）	年金資金運用基金法（平成十二年法律第十九号）

名 称	（略）	日本貿易振興会	（略）
根 拠 法	（略）	日本貿易振興会法（昭和三十三年法律第九十五号）	（略）
（略）	年金資金運用基金	日本労働研究機構	日本労働研究機構法（昭和三十三年法律第三十二号）
（略）	年金資金運用基金	年金資金運用基金	年金資金運用基金法（平成十二年法律第十九号）



四 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十四年法律第 号）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

別表（第二条関係）

名称	（略）	名称	（略）
根拠法	（略）	根拠法	（略）
V			
名称	年金資金運用基金	名称	（略）
根拠法	年金資金運用基金法（平成十二年法律第十九号）	根拠法	（略）
名称	日本貿易振興会	名称	（略）
根拠法	日本貿易振興会法（昭和三十二年法律第九十五号）	根拠法	（略）

別表（第二条関係）

名称	（略）	名称	（略）
根拠法	（略）	根拠法	（略）
名称	年金資金運用基金	名称	年金資金運用基金
根拠法	年金資金運用基金法（平成十二年法律第十九号）	根拠法	年金資金運用基金法（平成十二年法律第十九号）
名称	日本労働研究機構	名称	日本労働研究機構
根拠法	日本労働研究機構法（昭和三十三年法律第三百十二号）	根拠法	日本労働研究機構法（昭和三十三年法律第三百十二号）
名称	日本貿易振興会	名称	日本貿易振興会
根拠法	日本貿易振興会法（昭和三十二年法律第九十五号）	根拠法	日本貿易振興会法（昭和三十二年法律第九十五号）

